

広 情 審 第 3 1 号  
平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市情報公開審査会  
会長 大 賀 祥 充

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 6 年 2 月 1 8 日付け広財税第 1 0 6 9 号で諮問のあったこのことについては、  
別添のとおり答申します。

（諮問第 3 0 号関係）

別添（諮問第30号関係）

# 答 申 書

平成16年2月18日付け広財税第1069号で諮問のあった事案（諮問第30号で受理）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当です。

## 2 異議申立ての趣旨

平成15年12月8日付けの異議申立ての趣旨は、同年10月7日付けで行った関連施設に対する固定資産税の課税を免除しているかどうか、免除しているのであればその経緯や理由がわかる公文書の開示請求に対して、実施機関が広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第4号の規定に該当するものとして、同月21日付け広財税第1442号で行った不開示決定の取消しを求めるというものです。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

地方税法（昭和25年法律第226号）により守秘義務が課せられている情報を条例によって開示する場合は、この守秘義務に反しないため、税に係る情報は、条例第7条第4号の規定に該当しません。

による の 、また、 問題の全面解決のため、 の事実を認めた の下部組織である に対する固定資産税の課税が適法になされているかどうかを確認するため、開示請求を行ったものです。

東京都をはじめとする多くの地方自治体において、今までの不適切な非課税処置を

改善する動きがあることは報道等で広く知られていることであり、広島市民に対して広島市の状況を広く開示することは公共の利益に合致していると考えます。

あくまで税の減免処分という行政上の行為の開示を求めたのであって、その処分を行う過程で知った当該団体の秘密を求めたものではありません。

また、特に、法人その他の団体に対する税の減免については、その団体の公益性を理由とするもの以外には考えられず、その公益減免を不開示とするべきではないと考えます。

#### 4 実施機関の主張の要旨

判断説明書及び口頭意見陳述による実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

特定の個人や団体の固定資産税に関する評価額、課税標準額、税額、減免適用の有無等の情報は、地方税法で守られるべき「地方税に関する調査に関する事務に従事している者がその事務に関し知り得た秘密」であり、これは、条例第7条第4号に該当する情報です。

これまでも様々な場面でこの守秘義務を守っていくことによって、納税者との信頼関係を保ち、税務行政の円滑な運用に寄与しており、これらを開示することにより、多くの納税者との信頼関係を損なうこととなります。

#### 5 審査会の判断理由

当審査会としては、条例の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

地方税法により守秘義務が課せられた秘密の、条例上の不開示について

ア 地方税法上の秘密の、条例第7条第4号（法令秘情報）の該当性

条例第7条第4号では、原則公開の例外の一つとして、「法令の規定(略)により、公にすることができないと認められる情報」、いわゆる法令秘情報を、不開示情報として掲げています。

この法令秘情報には、実施機関では従来から、法令上明文の規定で公開が禁止

されている情報、他目的使用が禁止されている情報及び個別法により具体的な守秘義務が定められている情報が当たると解釈・運用しており、その例の一つとして、地方税法第22条に掲げる秘密を挙げていることが認められます。

そこで、検討してみると、実質的に秘密として保護しなければならない情報については、個々の職員によって漏えいされた場合でも、機関として公にされた場合でも、私人への権利侵害や円滑かつ適正な行政の執行への支障など、それにより招く結果は同じものとなると考えられます。

こうしたことから、前者については、法律により個々の職員に課せられた守秘義務によりこれを防ぎ、また、後者については、条例上の不開示情報の一つとするとの立法政策を併せて採ることにより対応しようとしたものと理解することができます。

ただし、このように考えるとしても、なお実施機関には税務行政に関する説明責任がある以上、税務に関する公文書の開示請求に対し、いかなる場合でも税務に関する情報がこの法令秘情報に当たるという考えにとらわれて、いたずらに不開示範囲を広げることのないよう、実施機関においては、この規定の適用について、十分に慎重を期す必要があると考えます。

#### イ 条例上不開示となる地方税法上の秘密の範囲

地方税法第22条では、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する旨定めています。

これは、職務を遂行する過程において、納税義務者からの申告や報告、質問調査権の行使により、納税義務者から私的な情報の提供を受ける立場にある、地方税に関する調査に従事する職員の義務を定めたもので、私人の秘密について当該職員に知られることを受忍させる一方、それ以外の者にまでその秘密が漏示されるのを防止し、人権侵害を防ぐものであると解せられています。

このため、この秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものをいうこととされています（昭和49年11月19日自治府第159号自治省税務局長通知）。

本件開示請求の、条例第7条第4号該当性について

#### ア 本件開示請求の対象となる公文書

実施機関によると、特定の個人や団体の固定資産税の課税状況（減免の有無、理由を含む。）がわかる公文書としては、評価調書、土地及び家屋の課税台帳、名寄帳並びに減免に関する文書（決議書、減免申請書及び減免の事由を確認する文書）があり、これらには、特定の個人や団体の固定資産税に係る評価額、課税標準額、税額、減免の有無等の情報が記載されているとのこと。

したがって、これらの公文書が本件開示請求の対象公文書であると理解することが相当です。

#### イ 対象公文書の、条例第7条第4号該当性

対象公文書に記載されている固定資産税に係る評価額、課税標準額、税額、減免等の情報は、特定の個人や団体の固定資産税の課税状況に係る情報として、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実で、地方税に関する調査に関して知り得たものといえることができます。

これらを公にすることにより、当該個人又は団体の権利利益を害するおそれがあるとともに、円滑かつ適正な税務行政の執行に支障を及ぼすおそれがあると考えられます。

こうしたことから、これら公文書に記載されている情報は、実施機関がいうように、地方税法の規定により守秘義務が課せられているものであると考えるに相当な理由があるとともに、上述したように、条例第7条第4号の規定による不開示情報でもありと考えられます。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
1 6 . 2 . 1 8	広財税第1069号付け諮問を受理（諮問第30号で受理）
1 6 . 3 . 2 4 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
1 6 . 5 . 1 0	口頭意見陳述（異議申立人）の申立書の受理
1 6 . 5 . 1 7	口頭意見陳述（実施機関）の申立書及び資料の受理
1 6 . 5 . 2 9 （第2回審査会）	審議（実施機関及び異議申立人の口頭意見陳述）
1 6 . 8 . 3 1 （第3回審査会）	審議
1 6 . 1 0 . 1 3 （第4回審査会）	審議
1 6 . 1 1 . 1 0 （第5回審査会）	審議
1 6 . 1 2 . 2 2 （第6回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大 賀 祥 充 (会 長)	広島修道大学法科大学院教授
坂 井 幸	中国新聞社論説委員
藤 田 浩	大阪府立大学経済学部教授
藤 本 圭 子	弁護士
若 尾 典 子	県立広島女子大学生生活科学部教授